

(平成24年10月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 27 日から 50 年 4 月 1 日まで
私のA事業所における在籍期間は昭和 49 年 3 月 27 日から 51 年 3 月 31 日までの期間であったと記憶しているのに、国（厚生労働省）の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間当時にB担当職員としてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所が保管する申立期間当時の人事関係資料等から、申立人と同時期に勤務し、勤務開始当初から厚生年金保険被保険者記録がある同僚3人については、C資格を有していたことが確認できるものの、申立人については同資格を有していなかったこと等から判断すると、当時、A事業所では、同資格の有無によって、厚生年金保険への加入の取扱いに差違を設けていた可能性がうかがえる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の同記号番号は、申立人が勤務を開始した約1年後の昭和 50 年 4 月 1 日から勤務した同僚と連番（当該同僚の次の番号）で払い出されていることが確認できる上、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、健康保険番号に欠番は見当たらない。

さらに、当時のD職及び副D職は、既に死亡しており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び供述は得られず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から同年6月まで
申立期間当時は就職難のため、高校を卒業しても正社員としての就職先が無く、A社B工場で臨時工として勤務した。当該期間について調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の関係資料を保管しておらず、申立人のA社B工場における厚生年金保険料の控除等は確認できないと回答している。

また、上記同僚も、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかまでは分からないと供述している。

さらに、申立期間当時にA社B工場に勤務していた複数の元従業員は、「臨時工として入社し、数か月後に正社員となった時から厚生年金保険に加入した。臨時工として勤務した期間は厚生年金保険に加入していなかった。」旨供述している。

加えて、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。